

公民的資質と公共性の概念

山根栄次

三重大学教育学部

昭和43年に小学校学習指導要領が改訂され、社会科教育の中心目標として「公民的資質」が登場して以来、文部省は「公民」を、「市民社会の一員としての市民、国家の成員としての国民」という二つの意味を含んだことばとして理解されるべきものである」とし、また、「公民的資質」の形成のためには、「自由・権利と社会的責任・義務についての正しい認識を与える必要がある」と説明してきている。文部省の説明では、市民に対しては自由・権利が、国民に対しては社会的責任・義務が対応しているように読み取れるが、このような対応関係の学問的正確さに対する検討は留保するとしても、社会的責任・義務の理解をそれ以前より強調したことが、公民的資質という中心目標を挙げた一つの根拠になっていると理解される。

私自身は、社会的責任・義務の理解の重要性について異議を唱える者ではないが、公民的資質の形成のための教育内容として、社会的責任・義務に関する内容は、自由・権利に関する内容と比較して、それに対応できる程豊かな内容を備えていない。例えば、現在の中学校の公民的分野の教科書を見ても、自由・権利に対応できるほどの社会的責任・義務の内容は見出し得ない。この原因は、数年前の教科書批判において一部の人間からなされたように、教科書の著者が意図的に社会的責任・義務を軽視しているからではなく、むしろ、そもそも現憲法下では、自由・

権利に匹敵できる程の、社会的責任・義務の内容がないからであると考えられる。例えば、憲法では、国民の三大義務として、保護する子女に普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務がうたわれているが、今日の社会では、納税の義務以外は、いずれもほとんど空文化している。それゆえ、公民的資質を形成するための教育内容としては、自由・権利に対応する内容として、社会的責任・義務を置くだけでは不十分である。それを補う内容として、公共性に肉する内容を大幅に付加すべきであり、あるいは、社会的責任・義務の内容を公共性に肉する内容に取り込み、自由・権利と公共性という枠組で、公民的資質を形成する教育内容を構想すべきであるというのが、本発表の主旨である。

公共性に肉する問題は、社会福祉、環境問題、行財政改革等、現実の社会に広く存在しているばかりでなく、憲法においても、「公共の福祉」という用語が、十二条、十三条、二十二条、二十九条に見られる程豊かな内容を持ち、また、それを支える理論として公共経済学もある。また、公共性の問題は基本的に国民の選択の問題であり、社会的責任・義務が基本的に国家からの命令・強制の性格を持つのと比較して、児童・生徒に思考力・判断力を養うのにも適している。そして、このように考えると、公民の概念も、公共性をそなえた市民というように、より明確なものになる。